

表1 本会議による期間区分ごとの市町村等地域行動計画評価項目及び基準

区分	実施事項	本会議による市町村等地域行動計画評価項目及び基準
1) 1～3月 (期間前及び最終フォローアップ期間)	キャンペーン準備及び最終フォローアップ期間	<p>(計画と調整)</p> <p>① 次年度の各市町村等での市町村活動計画は書面で準備されているか</p> <p>② 関係機関（特に教育・福祉分野）との調整は十分に行われているか</p> <p>③ 平成21年以降（2009年以降）当該年に未接種である対象者の確認及び接種勧奨が行われたか、また追跡されたか</p> <p>④ 平成21年以降（2009年以降）当該年の接種困難例（医学的理由あるいは社会的理由、信条等による理由、さらに単に受けなかった人々などの理由）に関する評価はなされているか</p> <p>⑤ 接種対象者への個別通知は実施されたか (ワクチン及び接種医の確保)</p> <p>⑥ 平成21年以降（2009年以降）次年度に必要なワクチン・接種医等の確保・必要な研修等は行われているか (地域運動)</p> <p>⑦ 次年度に向けた地域レベルの機運の盛り上げ・情報伝達に関する具体的な計画はあるか、その実施状況はどうか</p>
2) 4～6月 (重点的に接種すべき接種期間)	キャンペーン標準実施期間、前年度実績報告期間 (国の麻しん対策推進会議との協議実施)	<p>(接種率)</p> <p>① 当該年度の重点的に接種すべき期間（4月～6月現在）の接種勧奨・接種の実施状況はどうか</p> <p>② 平成21年以降（2009年以降）前年度の最終接種率の算出はなされたか、その内容はどうか (適正な接種)</p> <p>③ 現場で十分な量のワクチンが確保されたか</p> <p>④ 各医療機関レベルでのワクチンの取り扱い（コールド・チェーン等）および接種について、情報提供（特に、妊娠等を含めた年長者に対する注意事項）がなされているか、その内容に基づいて適切な助言が行われているか (副反応)</p> <p>⑤ 副反応記録は十分かつ迅速に報告・記録されているか、その内容はどうか (地域運動)</p>

		⑥ 重点的に接種すべき期間中、十分な地域レベルの機運の盛り上げ・情報伝達に関する活動は行われているか
3) 7~12月 (フォローエンジニアリング期間)	フォローエンジニアリング期間、中間報告期間	<p>(フォロー活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 4月から9月までの接種率が把握され、評価されたか ② 接種漏れ者が多数あった地域・グループ（要フォローグループ）への積極的な介入はなされているか ③ 接種対象者であって未接種である者への再度の接種勧奨はされたか ④ 接種推奨対象者に対する働きかけは行われたか <p>(地域運動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フォローエンジニアリング期間中、必要な地域レベルの機運の盛り上げ・情報伝達に関する活動は行われているか

* コールド・チェーン：熱で変化しやすいワクチン、血清やその他の生物製剤を守るための、高環境温度に対する防御システム。コールド・チェーンが維持されていなければ、このような製剤は不活性化され、予防接種などは効果がなくなる。（「疫学辞典」第3版より）

(2)学校等に対する協力の要請

指針に盛り込まれた重要な施策は、平成20年度から5年間を限定して定期予防接種として実施する補足的接種（中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者）の勧奨や定期接種の対象外の者で未罹患・未接種の者に対して推奨する任意接種である。麻疹対策にあっては、従来の生後12月から生後24ヶ月未満の1歳児と5歳以上7歳未満であって小学校就学前1年間の児の定期接種に加え、小学校・中学校や高等学校等への対策については、学校の協力が不可欠である。本会議は、地域の教育関係機関との連携に基づき、就学時の健診の機会を利用して当該健康診査及び健康診断の受診者の罹患歴及び予防接種歴を確認するとともに、麻疹に未罹患であり、かつ、麻疹の予防接種を必要回数接種していない者に接種勧奨を依頼することが重要である。

学校等で行う主な事項は、市町村等と同様である。

具体的には、1から3月は、次年度の各学校における麻疹含有ワクチン接種勧奨の方法及び接種率把握・報告の方法を書面にて準備、4から6月は重点的に接種すべき期間として、ワクチンの接種勧奨を実施する。加えて、各学年の特徴を踏まえた上で、年度内に3回の各学校における接種率の調査とそれに基づいた接種勧奨の実施、年度内に2回の各学校における麻疹患者数、接種率の報告を実施すること等が必要とされている（詳細は、「学校における麻疹対策ガイドライン」作成 国立感染症研究所感染症情報センター、監修 文部科学省・厚生労働省” URL:

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/index.html> 参照のこと)。

本会議は、学校から提供されるこれらの情報を、各市町村等から報告される麻しん発生動向・接種率・副反応発生報告とともに評価し、国の推進会議に報告する(①7月中、②1月中)。

本会議の役割としては、教育関係機関と協力して、各学校の取り組みとその改善に向けての具体的な支援をすることが重要である。

(3) 麻しん発生時の対応

本会議は、地域において麻しんを疑わせる患者が最初に報告された時点から、封じ込めや流行の阻止に向けた対策を開始、または、対策に向けた支援を行う。特に、初期の段階で、技術的な協力を受ける必要が生じた場合は、麻しん対策技術支援チームに支援の要請をすることが望ましい。(支援の要請を受け付ける窓口は、国立感染症研究所感染症情報センター)

この具体的な内容については、「麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン第二版」「学校における麻しん対策ガイドライン」「医療機関での麻疹対応ガイドライン第二版」を参照されたい。

(国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ :

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/index.html>)。

なお、保健所等が実施する麻しんに関する積極的疫学調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律法第15条の規定に基づいて実施するものである。

保健所や市町村等は、必要に応じて、本会議を通じて、国立感染症研究所等の関係機関に積極的に疫学調査に関する支援を要請することができる。集団発生・地域的な流行の未然防止のためには、地域において麻しんを疑わせる初めての患者が報告された時点からの迅速な積極的疫学調査の実施が重要となる。特に、麻しん患者数の減少が予想される数年後の状況においては、積極的疫学調査の遂行とその結果に基づいた麻しん対策の実施が地域の麻しん排除発生に向けてより重要となってくると考えられる。

なお、麻しんの積極的疫学調査は、麻しん患者との接触者の追跡を想定しているが、これは接触者がいつ麻しんを発症するかを追跡するための調査ではなく、そのような健康観察を行うとともに、発症リスクが高いと評価された接触者に対して、効率的に麻しん含有ワクチンの接種による麻しん発生の予防を行うことを第一の目標にしていることに留意したい。また、公衆衛生の観点から行われる麻疹の検査室診断については、医療機関あるいは自治体の衛生研究所で実施されることが望ましいが、国立感染症研究所の支援が必要な場合などは、麻しん対策技術支援チームに支援を依頼できる。

世界の状況は、南北アメリカ大陸では、既に麻しん排除状態にある。しかしながら、我が国の麻しんの状況は、北米地域にとって麻しんの輸出国として取り扱われるなど国

際間における深刻な問題として存在している。麻しんが排除された地域・国においては、日本からの麻しん輸入例の発生は、たとえ 1 例であっても、改訂国際保健規則(IHR2005)の 4 つの国際的な公衆衛生上の危機項目における、①重症な疾患の発生、②予期しない疾患の発生、③国際的な感染症の伝播として取り扱われ「国際的な公衆衛生上のリスク (International Public Health Risk)」として、損害賠償を請求されるなど国際問題に発展しかねない状況にあることを認識されたい。

各自治体が、わが国に起因する国際的な麻しんの発生の情報を入手した場合には、出来るだけ速やかに、国および麻しん対策技術支援チームとの情報共有を図られたい。

(4) 麻しん排除状態の認定

本会議は、当該都道府県において麻しんが排除された状態であると判断された場合、国の推進会議による評価を元に、認定を受けることができる。今後、わが国における麻しん排除の定義が推進会議において決定されるが、現段階においては「6. 参考：WHO 西太平洋地域における麻疹排除の定義」を参照のこと。

【概要】

WHO 西太平洋地域の指標では、

- ① 輸入例を除き麻疹確定例が 1 年間に人口 100 万人当たり 1 例未満であること
- ② 全数報告などの優れたサーベイランスが実施されていること
- ③ 2 回の予防接種率がそれぞれ 95% 以上であること
- ④ 輸入例に続く集団発生が小規模であること、 等である。

感染症法に基づく発生動向調査の届出の中に疑い例という言葉はないが、WHO 西太平洋地域の指標の中で述べられている麻しん排除の要件に必要な疑い例は、発生動向調査では「臨床診断例」に相当することを想定している。

5 地域運動(=地域におけるソーシャル・モビライゼーション)

本会議は、地域全体（都道府県）でのワクチンの接種率の向上に寄与させるために、地元の特色を活かした地域運動（あるいは地域におけるソーシャル・モビライゼーション）を計画し、実施し、評価し、改善することが重要である。

以下に、連携して地域運動を開拓する組織をその取り組み例を示す。

(1) 予防接種法に基づく接種の勧奨

世界では、小学校就学前に 2 回目のワクチン接種を勧奨することにより、麻しん排除の効果が確認された国が多数存在する。我が国においても、小学校就学前の 2 回目の接種率を 95 % 以上に高めることが麻しん排除への重要な鍵であり、それに向かって効果を上げうる方策を検討する必要がある。

具体的には、母子健康手帳の予防接種歴の写しにより就学時健診時に確認することが重要な方策であり、この場合、仮に児童が2回目のワクチン接種を受けていなければ、就学時健診担当者、学校の養護教諭は、可能であればその理由について検証する。

- ① 保護者の都合（多忙、体調不良等）の理由であればその時点で接種を勧奨
- ② 本人の体調（基礎疾患を保有するなど）が原因であれば、校医あるいはかかりつけ医に相談してもらう等、接種を呼びかけるなど保護者等の自覚を促す。

本会議は、地域の実情に照らしながら、このような方策を提案することが考えられる。

(2) 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

① 大学等について

18歳以上の者を受け入れる大学等については、入学する前の手続きの段階で、定期の予防接種歴を確認し、高校3年生に相当する年齢で麻しん風しんについて未接種・未罹患の者であれば、入学前の3月31日までに定期予防接種として接種を受けるよう積極的に勧奨し、それ以上の年齢に相当する者であれば、入学前に任意接種として接種を受けるよう推奨する等の対応が考えられる。

平成19年（2007年）の麻しん流行は、主に10代及び20代の年齢層を中心とする流行であったが、麻しんに起因する休校（園）は263校（うち保育所・幼稚園は2施設、小学校は18施設）で3分の1は、大学・短期大学91施設（平成19年4月1日～7月21日厚生労働省調べ）に上り、大学生約24万人（東京都を除く）に影響を与えた。

国立感染症研究所の調査によると、現在の10代から20代の年齢層には、麻疹ウイルスに対する感受性者が相当数いることから、今後も児童・生徒・学生を中心とする麻しんの発生が継続すると考えられている。平成20年度から高校3年生に相当する年齢の者への定期接種が時限的に導入されるが、5年間をかけて補足接種を実施することから、当分の間、大学生相当世代の集団生活施設において、麻しんの集団発生がみられるおそれがある。従って、麻しんに対する感受性を持つ者、及び、麻しんに罹患すると重症化する可能性のある者と接する機会の多い医学系・教育系・福祉系の大学等においては、出来るだけ多くの学校施設において入学時に定期の予防接種歴を確認し、麻しん、風しんについて未接種・未罹患の者に対して定期予防接種対象者には積極的に勧奨し、それ以外の年齢の者についても任意接種として接種を受けるように推奨する必要があると考えられる。

② 企業について

平成19年の麻しんの流行は、多くの企業の活動に影響を及ぼした。特に、社会機能

の維持に関わる企業、人と接する機会の多い企業、あるいは麻しん罹患が企業イメージに影響する企業においては、社員の発症が社会的影響を及ぼすおそれが高いことから、自らの企業を防衛する観点からも、就職前に定期の予防接種歴を確認し、麻しん風しんについて未接種・未罹患の者に対して任意接種することを推奨することが望ましい。

(3) その他の啓発

① 医療従事者及び公衆衛生従事者への徹底した啓発

医療従事者及び公衆衛生従事者は、麻しん排除に取り組む指導的立場に立つ者であることから、多くの医療機関、公衆衛生機関において、自らの感受性者対策を含めた予防接種の啓発が継続的に実施されることが望ましい。

② 市民への啓発の方法

市民への啓発については、以下の方法が考えられる。

- ア 麻しんに関するトピックスや対象（医療機関、保護者、保育福祉施設、学校、市民団体等）を絞り込んだ、リーフレットやレターの配布
- イ ポイントを絞ったQ and Aの作成・配布
- ウ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）を用いた啓発
これについては、利点や方法が討議されることが必要
- エ 各自治体等によるインターネットの効果的な利用

6 参考:WHO 西太平洋地域における麻疹排除の定義

("Field Guideline for Measles Elimination", Publication and Documents, World Health Organization, Regional Office for the Western Pacific,)

- (1) 輸入例を除き、麻疹確定例が1年間に人口100万人当たり1例未満である
- (2) 全ての症例報告や調査報告を網羅した質の高いサーベイランスの実施されている
 - (a) 少なくとも80%の地域において、1年間に10万人当たり最低1例以上の麻しん疑い例の報告があること
 - (b) 麻しんが疑われた症例の少なくとも80%において、血清における麻疹 IgM 抗体の確認がなされていること
 - (c) 感染の連鎖が確認されている全ての症例において、ウイルスが分離同定されていること
- (3) 全ての地域において、全ての定期接種対象群が95%以上の免疫を保有している
 - (a) 2回の麻疹含有ワクチンの接種率が、それぞれ少なくとも95%以上であること
 - (b) 輸入例に続く集団発生が小規模であること（100例未満、3ヶ月以内に終息）

7 麻しん対策技術支援チームに対する問い合わせ先

国立感染症研究所感染症情報センター麻疹チーム（代表：多屋、山本、砂川、安井、岡部）

電話 03-5285-1111（代）